

日本温泉科学会会則

総 則

第1条 本会は日本温泉科学会（英文名:The Japanese Society of Hot Spring Sciences）と称する。

第2条 本会は温泉科学に関する学理，技術の進歩を図ると共に会員相互の連絡，研修を行い，もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会，講演会，講習会等の開催および視察，見学
- 2) 会誌「温泉科学」（英文名:Journal of Hot Spring Sciences）の編集，発行
- 3) 温泉科学関連の図書，その他関係領域図書の刊行
- 4) 国内外の関連学会および諸団体との交流ならびに協力活動
- 5) 研究の奨励および研究業績の表彰
- 6) 本会に多大な貢献をした会員の表彰
- 7) その他本会の目的達成に必要な事業

会 員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 通常会員：本会の趣旨に賛成し，温泉科学について関心がある者で，会員が推薦し評議員会で承認された個人。
- 2) 名誉会員：温泉に関して学術経験深く，かつ本会に対して特別の功労があった者および外国人学者で，選考規定に基づいて提案され，総会で承認を得た者。
- 3) 学生会員：大学院，大学，短期大学などに在学し，指導教員の推薦を受け，評議員会の承認を受けた個人。
- 4) 購読会員：図書館，法人，団体で所定の会費を納め，会誌を購読する者。
- 5) 賛助会員：本会の目的を達成するために特別に賛成の意を表し，所定の会費を納める団体または個人。

第5条 会員になろうとする者は所定の用紙に記入し，当該年度の会費を添えて本会に申し出るものとする。

第6条 会員は会誌の配布を受け，本会主催の各種会合に出席することができる。

第7条 会員は毎年会計年度末までに別に定める年会費を納入しなければならない。

第8条 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第9条 本会を退会しようとする場合は，理由を付して退会届を提出する。会費の未納のある場合は，これを完納しなければならない。

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ，または本会の目的に反する行為のあった時は，評議員会の議決によりこれを除名することができる。

第11条 次の事由により会員としての資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 死亡もしくは失踪宣言，または会員法人の解散
- 3) 除名
- 4) 会費を別に定める期間以上滞納した時

役 員

第12条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	2名	理 事	若干名
参 与	若干名	評議員	20名	監 事	2名

第13条 評議員は別に定める日本温泉科学会役員選挙規定に基づいて，通常会員が通常会員より選挙によって選出する。評議員は評議員会を組織し，会務を審議決定する。

第14条 会長は別に定める日本温泉科学会役員選挙規定に基づいて，評議員の互選により選出する。

第15条 副会長は会長が評議員より指名する。

第16条 理事は，各委員会の委員長および大会運営委員長とする。理事は評議員会に出席し，分担業務を報告し，意見を述べることができる。

第17条 会長は本会を代表し，会務を総括する。

第18条 副会長は会長を補佐し，会長に不都合が生じた場合は会長の代行をすることができる。

第19条 理事は会長を補佐し，本会の運営に関する事項を審議し，業務を分担執行する。理事会は，理事，会長，副会長，監事より構成し，必要に応じ参与に出席を求めることができる。

第 20 条 参与は通常会員より会長が委嘱する。参与は会長の相談役とし。理事会および評議員会に出席し意見を述べることができるが、評決には加わらない。

第 21 条 監事は総会において通常会員より選出する。監事は本会の会務および会計を監査するが、本会の他の役員を兼ねることができない。

第 22 条 役員は任期を 2 年とし、再任をさまたげない。

第 23 条 大会運営委員長は、通常会員より評議員会の議を経て会長が委嘱する。大会運営委員長は、研究発表会（大会）の開催業務を執行する。

第 24 条 本会に庶務、編集、広報・交流、将来、学会賞選考委員会を設ける。なお必要があれば、評議員会の議を経て臨時委員会を設置することができる。委員長は評議員より会長が委嘱する。なお、庶務委員長を事務局の長とする。

第 25 条 各委員長は、通常会員より委員を指名して委員会を組織し会長に報告する。

総 会

第 26 条 総会は会長が招集し、その議長となる。

総会は年 1 回招集する。必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第 27 条 総会は通常会員、学生会員をもって組織し、会員数の 1/10 の出席により成立する。

第 28 条 総会では次の各号に定める事項を決議する。

- 1) 事業報告、会計決算
- 2) 次年度事業計画、次年度会計予算
- 3) 名誉会員の承認
- 4) 会則の変更
- 5) その他、評議員会において総会に付議するのを適当とされた事項

第 29 条 総会は出席会員の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長が決する。

会 計

第 30 条 本会の経費は会費、補助金およびその他による、

第 31 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 32 条 本会の収支決算は評議員会の議を経て次年度総会において承認を得なければならない、

第 33 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支決算は会長がこれを作成し、評議員会の議を経て、当該年度の総会において承認をうけなければならない。

会則の変更

第 34 条 この会則は評議員会の議を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

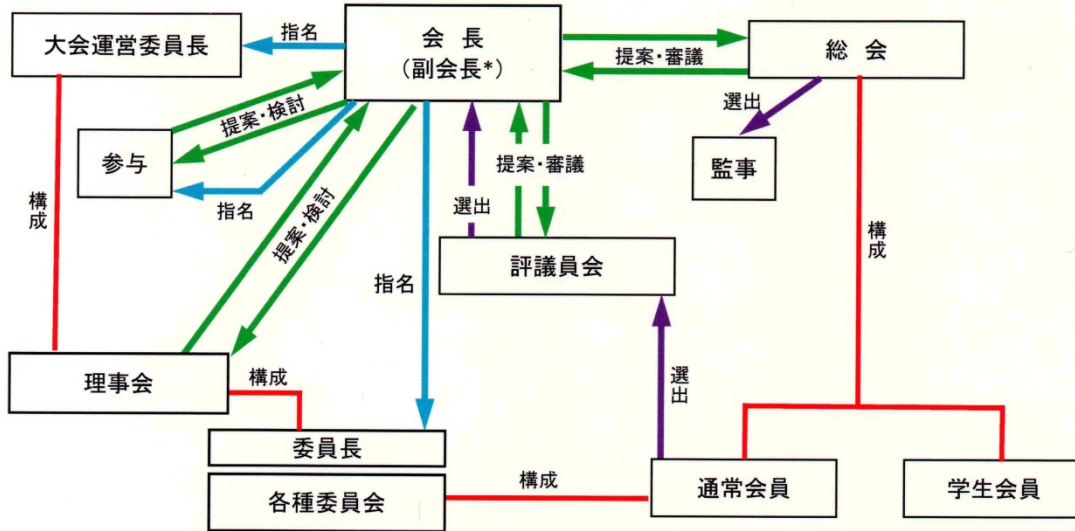
付 則

1. 本会則に定めるものの他、本会の運営上必要な事項については評議員会の議を経て会長が別に定める。
2. 本学会の事務局は
〒143-8540 東京都大田区大森西 5-21-16 東邦大学医学部生物学研究室
に置く。
3. 本会則は平成 26 年 9 月 5 日より施行する。

日本温泉科学会組織図

今回の会則の改正，役員選挙規定の制定により，日本温泉科学会の組織図は次のようになる。

日本温泉科学会組織図



*副会長は会長が評議員より指名する。